

## 連結流動性カバレッジ比率に関する事項

本邦では平成27年3月末より、バーゼルⅢの流動性規制である「流動性カバレッジ比率(以下、「LCR(Liquidity Coverage Ratio)」という)」が導入されています。当社は国際統一基準を適用の上、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」(平成26年金融庁告示第62号。以下、「流動性カバレッジ比率告示」という)に定められた算式に則り、当社グループベースについて算出しております。

### ■ 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

#### 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

当社グループにおける平成30年度第1四半期及び第2四半期のLCRは、次頁の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」に記載の通り、平成27年3月末の規制適用以降、大きく変動することなく安定的に推移しております。

#### 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

LCRの最低水準は、平成30年は90%に設定されており、平成31年以降は100%となる旨が流動性カバレッジ比率告示に定められております。当社グループのLCRは、平成30年及び平成31年以降の最低水準をそれぞれ上回っており、特段の問題はないものと考えております。なお、今後のLCRの見通しが開示された比率と大きく乖離することは想定しておりません。また、LCRの実績値は当初の見通しと大きく異なっておりません。

#### 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

当社グループが計上している算入可能適格流動資産の通貨又は種類等の構成や所在地に著しい変動はありません。また、主要な通貨(通貨建て負債合計額が当社グループの負債合計額の5%以上を占める通貨)において、算入可能適格流動資産の合計額と純資金流出額の間に着しい通貨のミスマッチはありません。

#### 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

当社グループのLCRは、流動性カバレッジ比率告示第28条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」及び同告示第37条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用しておりません。また、同告示第59条に定める「その他契約に基づく資金流出額」には、「小規模連結子法人に係る資金流出額」等を計上しております。

■連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(単位：百万円、%、件)

| 項目  | 平成30年度第1四半期 | 平成30年度第2四半期 |
|---|-------------|-------------|
| <b>適格流動資産(1)</b>                                  |             |             |
| 1 適格流動資産の合計額                                      | 64,846,363  | 63,965,780  |
| <b>資金流出額(2)</b>                                   |             |             |
| 2 リテール無担保資金調達に係る資金流出額                             | 47,682,907  | 3,744,116   |
| 3 うち、安定預金の額                                       | 14,641,943  | 439,453     |
| 4 うち、準安定預金の額                                      | 33,040,964  | 3,304,663   |
| 5 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額                           | 65,934,353  | 33,306,663  |
| 6 うち、適格オペレーショナル預金の額                               | —           | —           |
| 7 うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額 | 60,095,439  | 27,467,750  |
| 8 うち、負債性有価証券の額                                    | 5,838,913   | 5,838,913   |
| 9 有担保資金調達等に係る資金流出額                                | 113,520     | 157,425     |
| 10 デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額      | 21,448,636  | 7,349,581   |
| 11 うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額                           | 1,314,037   | 1,314,037   |
| 12 うち、資金調達プログラムに係る資金流出額                           | 449,308     | 449,308     |
| 13 うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額                        | 19,685,292  | 5,586,236   |
| 14 資金提供義務に基づく資金流出額等                               | 9,014,978   | 6,657,682   |
| 15 偶発事象に係る資金流出額                                   | 71,004,919  | 1,304,008   |
| 16 資金流出合計額  | 52,475,570  | 52,584,891  |
| <b>資金流入額(3)</b>                                   |             |             |
| 17 有担保資金運用等に係る資金流入額                               | 6,106,444   | 549,675     |
| 18 貸付金等の回収に係る資金流入額                                | 3,124,092   | 2,138,066   |
| 19 その他資金流入額                                       | 3,779,474   | 1,699,225   |
| 20 資金流入合計額  | 13,010,010  | 4,386,966   |
| <b>連結流動性カバレッジ比率(4)</b>                            |             |             |
| 21 算入可能適格流動資産の合計額                                 | 64,846,363  | 63,965,780  |
| 22 純資金流出額   | 48,088,604  | 48,151,253  |
| 23 連結流動性カバレッジ比率                                   | 134.8%      | 132.8%      |
| 24 平均値計算用データ数                                     | 62件         | 62件         |

(注)1.平成27年3月末の規制適用以降のデータは、三井住友フィナンシャルグループのホームページに掲載しております。

([https://www.smfg.co.jp/investor/financial/basel\\_3.html](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/basel_3.html))

2.平成27年金融庁告示第7号に基づき、日次平均の値を算出しております。

なお、取引先の属性情報や連結子会社等の一部データについては、月次又は四半期次データを使用しております。

■適格流動資産の内訳

(単位：百万円)

| 項目           | 平成30年度第1四半期 | 平成30年度第2四半期 |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 現金預け金      | 51,728,090  | 53,015,486  |
| 2 有価証券       | 13,118,273  | 10,950,293  |
| 3 うち、国債等     | 10,495,005  | 8,400,939   |
| 4 うち、地方債等    | 118,201     | 96,164      |
| 5 うち、その他債券   | 696,631     | 698,745     |
| 6 うち、株式      | 1,808,436   | 1,754,445   |
| 7 適格流動資産の合計額 | 64,846,363  | 63,965,780  |

(注)上記金額は、バーゼルⅢの流動性規制における適格流動資産の金額であり、財務上の金額と一致するものではありません。

なお、バーゼルⅢの流動性規制における算入可能率を乗じた後の金額を記載しております。